

## 豊橋市子ども会連絡協議会物品等貸出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市子ども会連絡協議会（以下「本会」という。）の所有する物品等の貸出しに関する取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出物品)

第2条 貸出物品は、本会会長が別に定めるものとする。

### (貸出対象者)

第3条 物品の貸出しを受けることができる者は次のとおりとする。

- (1) 豊橋市内の子ども会会長（校区・町を問わない）
- (2) その他会長が適当と認めるもの

### (貸出予約)

第4条 物品の貸出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、利用希望日の3か月前から予約を受付することができる。

- (1) 希望校区・町が複数ある場合は先着順にて受け付ける。

### (貸出申請)

第5条 借受人は、物品等借用申請書（第1号様式）を借用日の3か月前から1ヶ月前までに本会へ提出しなければならない。

### (貸出期間)

第6条 貸出期間は、2週間以内とする。ただし、本会会長が必要と認める場合は、期間を延長することができる。

### (返却)

第7条 借受人は、返却にあたっては必ず本会職員の点検を受け、異常等が判明した場合は、第11条の規定に則り適正な弁償を行わなければならない。

### (貸出料)

第8条 物品の貸出料は無料とする。

### (禁止事項)

第9条 貸出用物品に関して、使用者は次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)申請した目的以外の使用を行ってはならない。また、貸出用物品を他の団体等に譲渡又は貸与してはならない。

(2)貸出物品を転貸、交換してはならない。

(3)使用した物品や付属品は必ず清掃して返却することとし、清掃が未実施の場合や不十分な場合には、再清掃の実施もしくは相応の清掃費用を本会に支払わなければならない。

(使用制限及び取消)

第 10 条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を取り消すことができる。

(1)使用者が要綱に違反したとき

(2)災害時等のやむを得ない事情があったとき

(3)その他会長が必要であると認めたとき

(管理責任)

第 11 条 使用者が貸出用物品を使用するにあたって発生した事故については、使用者がすべて責任を負うものとし、本会は一切の責任を負わない。

2 使用者は、貸出用物品を紛失及び破損させた場合、本会に速やかに報告し、実費負担で修繕もしくは新規購入するものとする。ただし、本会会長が止むを得ない事由によると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。